

市民税・県民税の申告は期限内に！

申告会場は例年大変混雑します。郵送での提出にご協力ください。

問い合わせ 市民税課 (内線249)

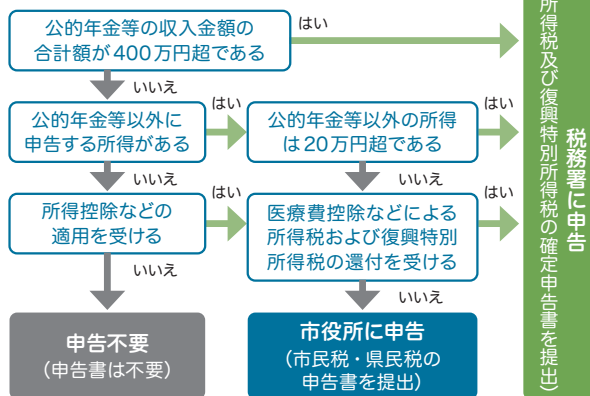
申告が必要な方

- 給与所得以外の所得(雑所得・不動産所得など)がある方**
※公的年金等の収入がある方は右のフローで確認できます
- 医療費控除など、年末調整で未提出の各種控除を受ける方**
- 所得がなく、以下に該当する方**
 - ・保育所入所や児童手当、保育料などに対する補助金・助成金を受給している方
 - ・市営住宅の家賃・国民健康保険税の額などの決定を受けている方
 - ・各種税証明が必要な方
- 税法上、被扶養者で、扶養者と住民票上、別世帯の方**
※西川口税務署に確定申告をした方またはする予定の方は、市民税・県民税の申告は不要です。西川口税務署以外の税務署に確定申告書を提出した方は、市民税課までご連絡ください
※勤務先から給与支払報告書が戸田市に提出されていない場合は、原則申告が必要です

申告期限は3月15日(金)です

公的年金等の収入のある方の申告

下記を参考に、税務署または市役所に申告してください



※上場株式等に係る繰越控除など、確定申告書などの提出が要件となっている控除の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です

「住民税額シミュレーションシステム」を使って申告書の作成ができます

- パソコンやスマートフォンを使って令和5年中の収入や控除などの状況を入力することで、令和6年度市民税・県民税を試算し、申告書を作成することができます。
- 作成した申告書を印刷し、右記の提出物(源泉徴収票や控除金額を証明する書類など)とともに市民税課へ提出(郵送または持参)することで、申告ができます。
※電子メールなどによる提出はできません

住民税額シミュレーションシステムはこちら



提出物

- 本人確認書類(マイナンバーカード、または、住民票[マイナンバー記載]+顔写真入り身分証明書[運転免許証など])の写し
- 収入の分かる書類
例：給与や公的年金等の源泉徴収票など
- 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書
- 生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- 障害者手帳などの写し
- 学生証などの写し

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請手続きをした方

- 寄附先から発行される領収書・受領証明書など
市民税・県民税申告書(確定申告書含む)を提出する場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請は無効となりますので、ふるさと納税分の寄附金控除も忘れずに申告してください。

医療費控除を受ける方

- 医療費控除の明細書
医療費控除の申告をする方は、事前に「医療費控除の明細書」を作成し、申告時に提出してください。領収書の提示・提出による申告はできません。申告会場で職員による明細書の代理作成や作成補助は行いません。

郵送での申告方法

「令和6年度市民税・県民税(令和5年中の所得)申告の手引き」を参照の上、申告書を作成し、

3月15日(金)までに市役所へ郵送してください。

- ※申告書は、2月上旬に郵送します
- ※市民税・県民税申告の手引きは、市ホームページまたは、市民税課で取得できます
- ※市民税・県民税の申告が必要な方で、申告書が届いていない方は、住民税額シミュレーションシステムを使って申告書を作成し、郵送で申告してください

会場での申告方法

申告会場：市役所5階 大会議室

※2階正面入口は工事のため、1階出入口をご利用ください

申告期間：2月16日(金)～3月15日(金)

(土・日曜、祝日除く。ただし、3月3日(日)は受け付けます。)

受付時間：午前9時～午後4時

※開庁時間前の市役所内への立ち入りはご遠慮ください

上記提出物(必ず原本)のほか、以下3点をお持ちください。

- 確定申告で還付を受ける方は申告者名義の口座番号などが分かるもの(通帳など)
- 税務署からの申告案内のはがき(受け取っている方のみ)
- e-Taxの利用者識別番号(16桁)が分かるもの

※利用者識別番号を取得していない方は、右のQRコードから事前取得をお願いします
※e-Taxで確定申告予定の方で、自宅にパソコンなどの機器がない場合は会場に設置している機器を利用できます
※市役所では、以下に該当する確定申告は受け付けできません。このほかにも、内容により西川口税務署の確定申告会場を案内することがあります

×令和5年分以外の過年度分申告	×初年度の住宅借入金等特別控除の申告	×事業所得・不動産所得・譲渡所得・分離課税所得・暗号資産の雑所得の申告
×国外扶養の申告	×令和5年中に退職所得があった方の申告	

利用者識別番号作成ページ



確定申告のお知らせ



確定申告は自宅で e-Tax! e-Taxの5つのメリット

税務署への持参

不要



印刷・郵送代

不要



添付書類

不要



※一部の書類は除く

令和4年分の確定申告をした方のうち、3人に2人がe-Taxで申告しています!



確定申告期間

24時間利用可能



※メンテナンス時間を除く

還付金

早期還付 (3週間程度で還付)



書面提出の場合は1カ月~1カ月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーを利用すると… 画面の案内に沿って金額などを入力するだけで作成完了
自動計算で確定申告を作成!

確定申告書等作成コーナー



確定申告書等作成コーナーの便利な機能

スマホ申告を利用する方

スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り、記載内容を自動入力!

e-Taxを利用する方

マイナンバーカード+スマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応のもの)の2つで申請できます。

- 「マイナポータル」と連携すれば、医療費やふるさと納税などの情報を取得でき、申告書に自動入力できるので、集計や入力の手間が省けます。
※証明書などのデータの自動入力に一定の時間がかかりますので、確定申告前に早めの準備をお願いします
- 確定申告を行う場合、ワンストップ特例の申請をした分を含めて申告が必要です。

マイナポータル連携について詳しくはこちら



国税に関する質問・相談は国税庁ホームページで解決

① チャットボット(ふたば)に質問する

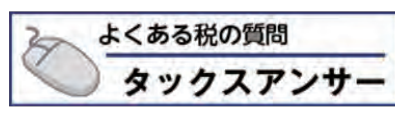


税務相談チャットボット

税に関する相談でお困りの方、まずはチャットボットへお気軽にご相談ください。



② タックスアンサーを利用する



※国税庁ホームページで解決しない場合には、国税局電話相談センター【0570-00-5901(国税相談専用ダイヤル)】をご利用ください

確定申告会場のご案内

問い合わせ 西川口税務署 253-4061(代表)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。
確定申告に必要な書類など詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

開設期間 (土・日曜、祝日を除く)	2月16日(金)~3月15日(金)、午前8時30分~午後4時(相談開始は午前9時から) ※2月25日(日)は開設。開設期間前も申告相談を受け付けています
申告会場	西川口税務署 別館会議室 (川口市西川口4-6-18) ※SKIPシティでの申告相談は受け付けません
確定申告会場の入場方法	以下の方法により発行される入場整理券が必要です。 ①国税庁LINE公式アカウントから事前取得 ②当日配付(配付状況により相談受け付けを終了する場合があります。)

国税庁LINE公式アカウントはこちら

